（保険業法等の一部を改正する法律による改正前の保険業法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十条　保険業法等の一部を改正する法律附則第二条第一項及び第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「、新保険業法」を「、保険業法」に改め、同項第一号及び同条第四項中「新保険業法」を「保険業法」に改める。

附則第四条の見出し中「新保険業法」を「保険業法」に改め、同条第一項中「みなして、新保険業法」を「みなして、保険業法」に、「新保険業法第百条の二」を「同法第百条の二」に、「規定、新保険業法」を「規定、同法」に、「並びに新保険業法」を「並びに同法」に、「おいて、新保険業法」を「おいて、同法」に、「新保険業法第百条の二中」を「同法第百条の二中」に、「限る。）」と、新保険業法」を「限る。）」と、同法」に、「新保険業法第百条の三」を「同法第百条の三」に、「新保険業法第二百七十二条の二十四第一項」を「同法第二百七十二条の二十四第一項」に、「新保険業法第二百七十二条の二十六第一項」を「同法第二百七十二条の二十六第一項」に、「新保険業法第二百七十二条の二十七」を「同法第二百七十二条の二十七」に、「新保険業法第三百三十三条第一項」を「同法第三百三十三条第一項」に改め、同条第二項中「適用する新保険業法」を「適用する保険業法」に、「おける新保険業法」を「おける同法」に、「による新保険業法」を「により同法」に改め、同条第三項中「適用する新保険業法」を「適用する保険業法」に、「おける新保険業法」を「おける同法」に、「その者を新保険業法」を「その者を同法」に改め、同条第四項から第六項までの規定中「新保険業法」を「保険業法」に改め、同条第七項中「みなして、新保険業法」を「みなして、保険業法」に、「新保険業法第二編第七章第一節」を「同法第二編第七章第一節」に、「新保険業法第百三十六条第一項」を「同法第百三十六条第一項」に、「移転先会社」と、新保険業法」を「移転先会社」と、同法」に、「新保険業法第百三十六条の二第一項」を「同法第百三十六条の二第一項」に、「移転対象契約者」と、新保険業法」を「移転対象契約者」と、同法」に、「新保険業法第百三十八条」を「同法第百三十八条」に、「新保険業法第三百三十三条第一項」を「同法第三百三十三条第一項」に改め、同条第八項中「、新保険業法」を「、保険業法」に、「準用する新保険業法」を「準用する同法」に改め、同条第九項中「みなして、新保険業法」を「みなして、保険業法」に、「新保険業法第百四十四条、」を「同法第百四十四条、」に、「並びに新保険業法」を「並びに同法」に、「おいて、新保険業法」を「おいて、同法」に、「新保険業法第百四十四条第二項」を「同法第百四十四条第二項」に、「受託会社」と、新保険業法」を「受託会社」と、同法」に、「新保険業法第百四十六条第一項」を「同法第百四十六条第一項」に、「ならない」と、新保険業法」を「ならない」と、同法」に、「新保険業法第百四十九条第一項」を「同法第百四十九条第一項」に改め、同条第十項から第十二項まで及び第十四項中「新保険業法」を「保険業法」に改め、同条第十五項中「みなして、新保険業法」を「みなして、保険業法」に、「おいて、新保険業法」を「おいて、同法」に改め、同条第十六項中「適用する新保険業法」を「適用する保険業法」に、「おける新保険業法」を「おける同法」に、「による新保険業法」を「による同法」に改める。

（郵政改革法の一部改正）

第十一条　郵政改革法（平成二十四年法律第　　号）の一部を次のように改正する。

第六十六条第二項第二号中「第十四号」を「第十五号」に改める。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十二条　この法律（附則第一条第二号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十三条　この附則に規定するもののほか、この法律（附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第十四条　政府は、この法律の施行後平成二十九年三月三十一日までの間に、生命保険契約者保護機構に対する政府の補助及び生命保険契約者保護機構による資金援助等の保険契約者等の保護のための特別の措置等に係る制度等の実施状況、生命保険契約者保護機構の財務の状況、保険会社の経営の健全性の状況等を勘案し、生命保険契約者保護機構の資金援助等に要する費用に係る負担の在り方、政府の補助に係る規定の継続の必要性等について検討を行い、適切な見直しを行うものとする。

2　政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
法務大臣　小川　敏夫
外務大臣　玄葉光一郎
財務大臣　安住　淳
文部科学大臣　平野　博文
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志
防衛大臣　田中　直紀

児童手当法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十四年三月三十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

法律第二十四号

児童手当法の一部を改正する法律

第一条　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三条」を「第二十二条の二」に改める。

第一条中「法律は」の下に「、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に」を加え、「家庭」を「家庭等」に、「になう児童の健全な育成及び資質の向上」を「担う児童の健やかな成長」に改める。

第三条第一項中「ある者」の下に「であつて、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の厚生労働省令で定める理由により日本国内に住所を有しないもの」を加え、同条に次の一項を加える。

3　この法律において「施設入所等児童」とは、次に掲げる児童をいう。

一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業（以下「小規模住居型児童養育事業」という。）を行う者又は同法第六条の四第一項に規定する里親（以下「里親」という。）に委託されている児童（厚生労働省令で定める短期間の委託をされている者を除く。）

二　児童福祉法第二十四条の二第一項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法第二十七条第一項第三号の規定により入所措置が採られて同法第四十二条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、又は同号若しくは同法第二十七条の二第一項の規定により入所措置が採られて同法第三十七条に規定する乳児院、同法第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十三条の二に規定する情緒障害児短期治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に通う者及び厚生労働省令で定める短期間の入所をしている者を除く。）